

相談支援の地域への視点

名東区障害者基幹相談支援センター
センター長 小島 一郎

相談支援体制について

障害者基本法

- **第一条（目的）**

- この法律は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によつて分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本原則を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めること等により、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

全てのの人に、**社会と関わりあいながら、**
“自分らしく”暮らしていく権利があり、
全ての人が、それを護らなければいけない。

障害者総合支援法の目的

- **第一条** この法律は、障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)、知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、**障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう** 必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、**障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現**に寄与すること 目的とする。

障害の有無に関わらず、権利が守られ、安心して暮らすことのできる“**まちづくり**”をきなさい。
小さな包括と大きな包括の視点を忘れずに！

障害者総合支援法に規定された市町村の責務

- **第二条** 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、この法律の実施に関し、次に掲げる責務を有する。
 - 一 障害者が自ら選択した場所に居住し、又は障害者若しくは障害児(以下「障害者等」という。)が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該市町村の区域における**障害者等の生活の実態を把握**した上で、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関、教育機関その他の関係機関との**緊密な連携**を図りつつ、必要な自立支援給付及び地域生活支援事業を総合的かつ計画的に行うこと。
 - 二 **障害者等の福祉に関し、必要な情報の提供を行い、並びに相談に応じ、必要な調査及び指導を行い、並びにこれらに付随する業務を行うこと。**
 - 三 **意思疎通について支援が必要な障害者等**が障害福祉サービスを円滑に利用することができるよう必要な便宜を供与すること、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のために**関係機関と連絡調整を行うこと**その他障害者等の**権利の擁護のために必要な援助**を行うこと。

地域生活支援事業の相談支援事業

- 第七十七条 市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、地域生活支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。
 - 一 略（理解促進啓発事業）
 - 二 略（自発的活動支援事業）
 - 三 障害者等が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の障害者等の福祉に関する**各般の問題**につき、障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者からの**相談**に応じ、必要な**情報の提供**及び**助言**その他の厚生労働省令で定める**便宜**を供与するとともに、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との**連絡調整**その他の障害者等の**権利の擁護**のために**必要な援助**を行う事業(次号に掲げるものを除く。)
 - 四 略（成年後見制度利用支援事業）
 - 五 以下略

市町村の責務を果たすため、「**委託**」している

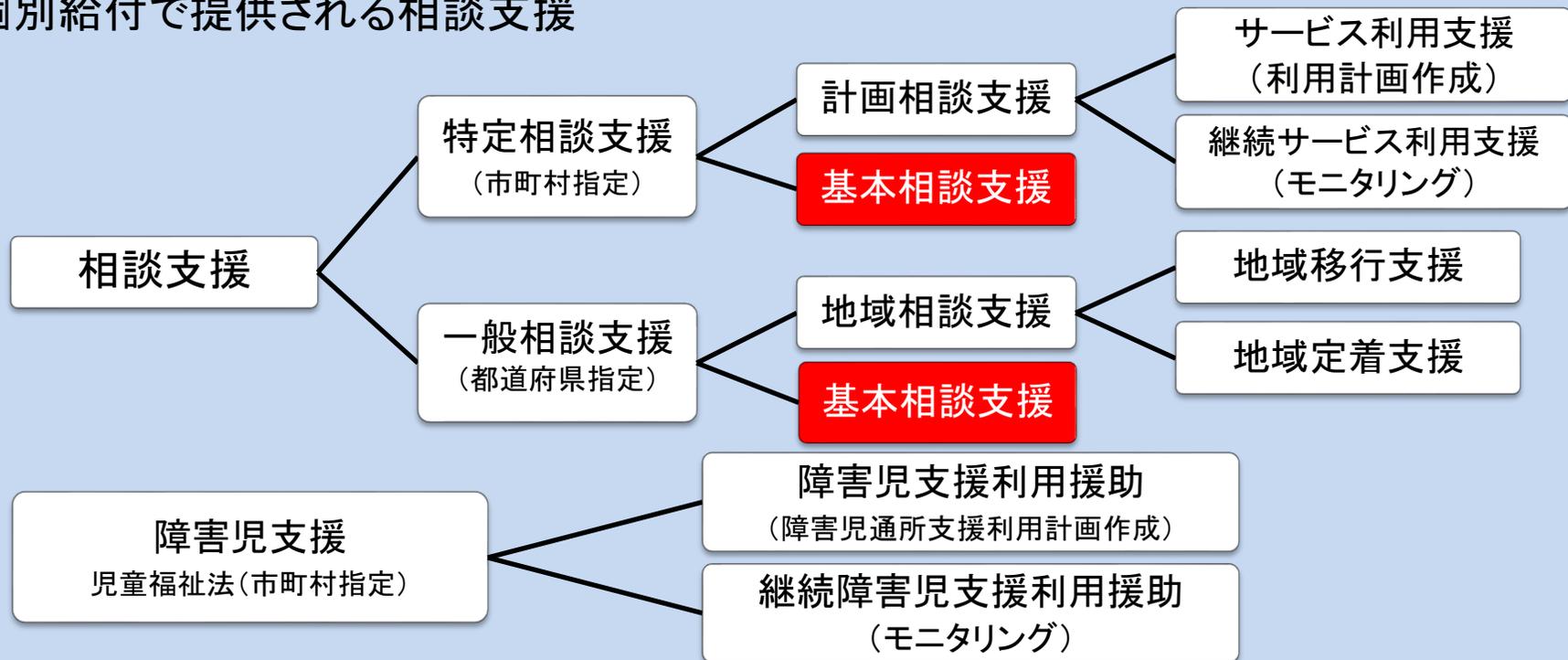
障害福祉サービスとしての「相談支援」

第五条

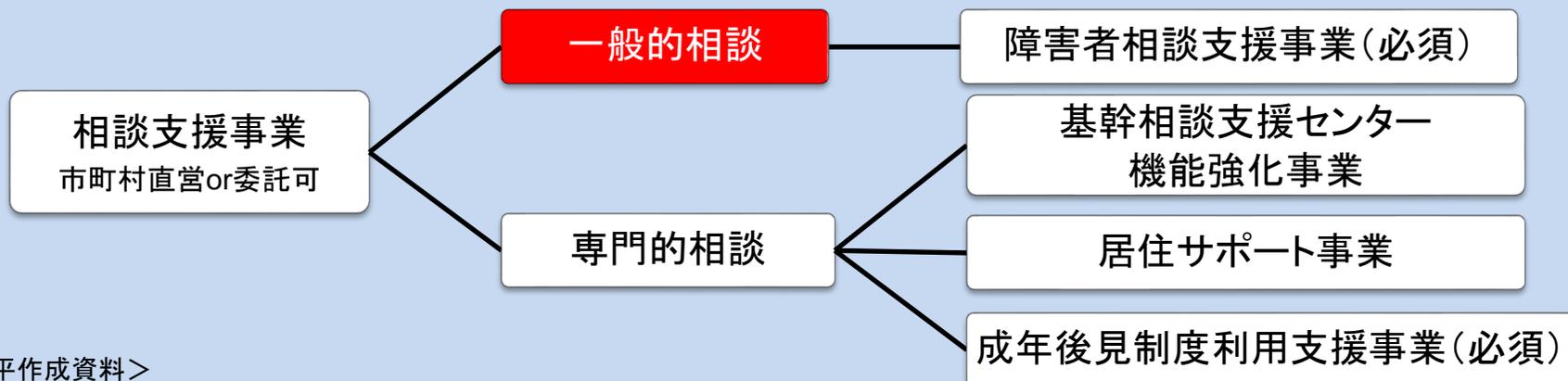
16 この法律において「**相談支援**」とは、基本相談支援、地域相談支援及び計画相談支援をいい、「**地域相談支援**」とは、地域移行支援及び地域定着支援をいい、「**計画相談支援**」とは、**サービス利用支援及び継続サービス利用支援**をいい、「**一般相談支援事業**」とは、基本相談支援及び地域相談支援のいずれも行う事業をいい、「**特定相談支援事業**」とは、**基本相談支援及び計画相談支援のいずれも行う事業**をいう。

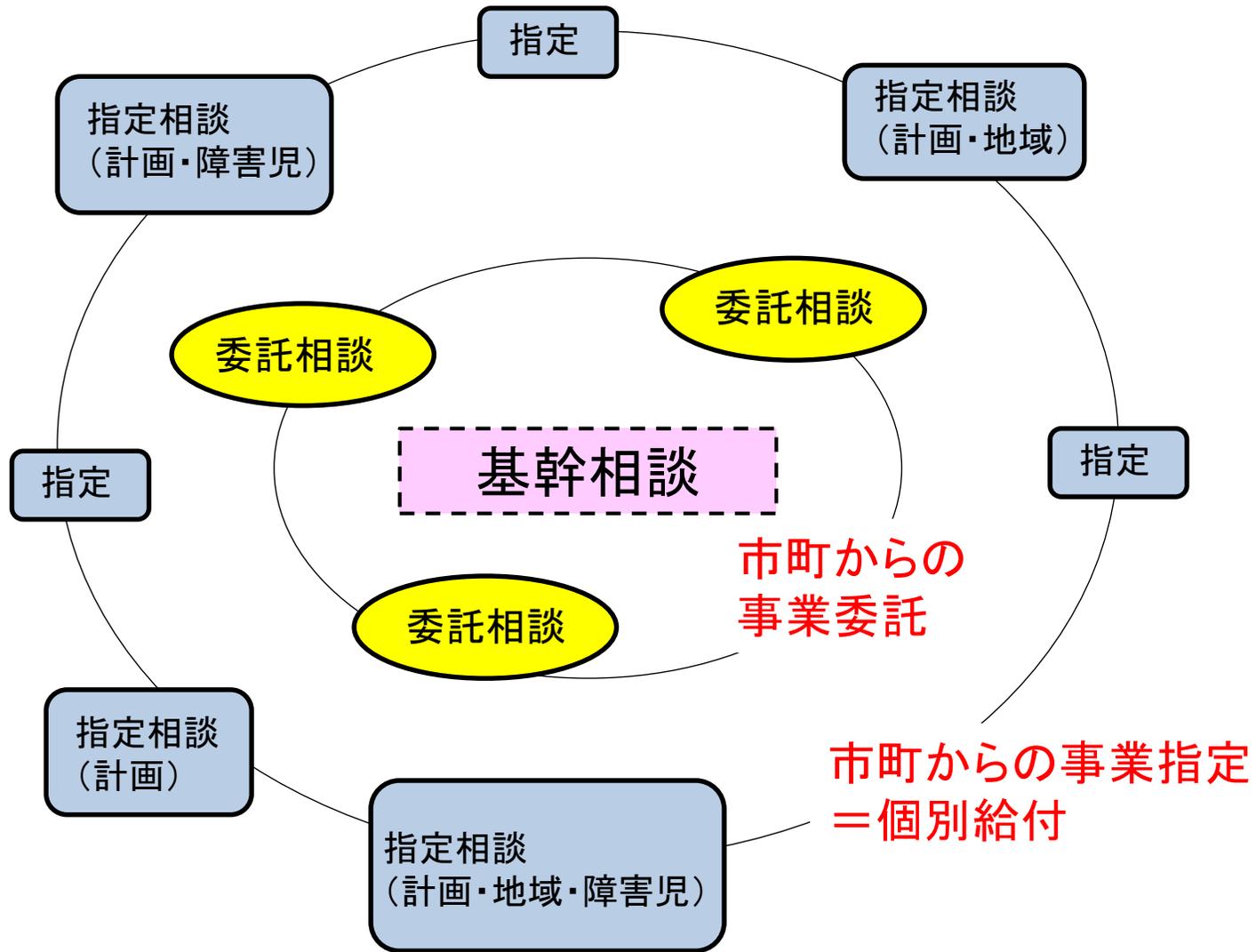
17 この法律において「**基本相談支援**」とは、地域の障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、併せてこれらの者と市町村及び第二十九条第二項に規定する指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整（サービス利用支援及び継続サービス利用支援に関するものを除く。）その他の厚生労働省令で定める便宜を総合的に供与することをいう。

個別給付で提供される相談支援



地域生活支援事業で実施される相談支援





現行の相談支援体制の概略

相談支援事業名等	配置メンバー	業務内容	備考
基幹相談支援センター	定めなし(地活要綱例示) 相談支援専門員 社会福祉士 精神保健福祉士 保健師 等	<ul style="list-style-type: none"> ・総合的・専門的な相談の実施 ・地域の相談支援体制強化の取組 ・地域の相談事業者への専門的な指導 助言・人材育成 ・地域の相談機関との連携強化 ・地域移行・地域定着の促進の取組 ・権利擁護・虐待の防止 	<p>左記業務内容実施に向けた人員配置と研修の実施</p> <p>■1,741市町村中 429市町村(H27.4)25% →473市町村(H28.4)27%</p> <p>■534カ所(H28.4)</p>
障害者相談支援事業 実施主体:市町村→指定特定 相談支援事業者、指定一般 相談支援事業者への委託可	定めなし	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉サービスの利用援助(情報提供、 相談等) ・社会資源を活用するための支援(各種 支援施策に関する助言・指導) ・社会生活力を高めるための支援 ・ピアカウンセリング ・権利擁護のために必要な援助 ・専門機関の紹介 等 	<p>地域の実情に応じた役割・機能分化による。委託と基幹は一体化、一体的運営も考えられるが、業務及び業務量の整理等市町村の体制整備を検討の上実施</p> <p>■全部又は一部を委託90% 市町村で直営実施10% ■単独市町村で実施56% ※H28.4時点</p>
指定特定相談支援事業所 指定障害児相談支援事業所	専従の相談支援専門員(業務に支障なければ兼務可)、 管理者	<p>計画相談支援等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービス利用支援、 ・継続サービス利用支援 <p>※特定事業所加算を受けている場合は 24時間対応及び困難事例にも対応する 場合あり</p>	<p>■7,927ヶ所(H27.4) →8,684ヶ所(H28.4)</p>
指定一般相談支援事業所	専従の指定地域移行支援 従事者(兼務可)、うち1以 上は相談支援専門員、管理 者	<p>地域相談支援等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域移行支援 ・地域定着支援 等 	<p>■3,299ヶ所(H27.4) →3,357ヶ所(H28.4)</p>

※ 相談支援窓口としては上記の他、障害者就業・生活支援センターや発達障害者支援センターなどがあり、地域生活支援事業による補助等で運営。

重層的な相談支援体制

<第3層>

c. 地域における相談支援体制の整備や社会資源の開発など

- 総合的・専門的な相談の実施
- 地域の相談支援体制強化の取組
- 地域の相談事業者への専門的な指導助言、人材育成
- 地域の相談機関との連携強化
- 地域移行・地域定着の促進の取組
- 権利擁護・虐待の防止

主な担い手⇒基幹相談支援センター、地域(自立支援)協議会

<第2層>

b. 一般的な相談支援

- 福祉サービスの利用援助(情報提供、相談等)
- 社会資源を活用するための支援(各種支援施策に関する助言・指導)
- 社会生活力を高めるための支援
- ピアカウンセリング
- 権利擁護のために必要な援助
- 専門機関の紹介

主な担い手⇒市町村相談支援事業

<第1層>

a. 基本相談支援を基盤とした計画相談支援

- 基本相談支援
- 計画相談支援等
・サービス利用支援 ・継続サービス利用支援

主な担い手⇒指定特定相談支援事業

名古屋市の相談支援事業の経緯

	名古屋市の動き	法・制度の変遷
H14年度 H15年度	各区に障害者地域生活支援センターを委託設置	支援費制度へ
H18年度	各区支援センターの人員の拡充 2区に1か所、精神障害を対象とした支援センターを委託設置 各支援センターに、認定調査、住宅入居等支援事業委託 各区で自立支援協議会の立ち上げ 計画相談開始(指定事業者の拡大)	自立支援法へ
H24年度 H25年度 H26年度	障害者基幹相談支援センターの公募・選定 各区に障害者基幹相談支援センターを設置(5年契約)	計画相談開始 虐待防止法施行 総合支援法へ
H28年度 H30年度		差別解消法施行 改正総合支援法施行

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案のポイント

高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されるようにする。

I 地域包括ケアシステムの深化・推進

1 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進（介護保険法）

全市町村が保険者機能を発揮し、自立支援・重度化防止に向けて取り組む仕組みの制度化

- ・ 国から提供されたデータを分析の上、介護保険事業（支援）計画を策定。計画に介護予防・重度化防止等の取組内容と目標を記載
- ・ 都道府県による市町村に対する支援事業の創設
- ・ 財政的インセンティブの付与の規定の整備

（その他）

- ・ 地域包括支援センターの機能強化（市町村による評価の義務づけ等）
- ・ 居宅サービス事業者の指定等に対する保険者の関与強化（小規模多機能等を普及させる観点からの指定拒否の仕組み等の導入）
- ・ 認知症施策の推進（新オレンジプランの基本的な考え方（普及・啓発等の関連施策の総合的な推進）を制度上明確化）

2 医療・介護の連携の推進等（介護保険法、医療法）

① 「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能とを兼ね備えた、新たな介護保険施設を創設

※ 現行の介護療養病床の経過措置期間については、6年間延長することとする。病院又は診療所から新施設に転換した場合には、転換前の病院又は診療所の名称を引き続き使用できることとする。

② 医療・介護の連携等に関し、都道府県による市町村に対する必要な情報の提供その他の支援の規定を整備

3 地域共生社会の実現に向けた取組の推進等（社会福祉法、介護保険法、障害者総合支援法、児童福祉法）

- ・ 市町村による地域住民と行政等との協働による包括的支援体制作り、福祉分野の共通事項を記載した地域福祉計画の策定の努力義務化
- ・ 高齢者と障害児者が同一事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉制度に新たに共生型サービスを位置付ける

（その他）

- ・ 有料老人ホームの入居者保護のための施策の強化（事業停止命令の創設、前払金の保全措置の義務の対象拡大等）
- ・ 障害者支援施設等を退所して介護保険施設等に入所した場合の保険者の見直し（障害者支援施設等に入所する前の市町村を保険者とする。）

II 介護保険制度の持続可能性の確保

4 2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を3割とする。（介護保険法）

5 介護納付金への総報酬割の導入（介護保険法）

- ・ 各医療保険者が納付する介護納付金（40～64歳の保険料）について、被用者保険間では『総報酬割』（報酬額に比例した負担）とする。

※ 平成30年4月1日施行。（Ⅱ5は平成29年8月分の介護納付金から適用、Ⅱ4は平成30年8月1日施行）

地域共生社会の実現に向けた取組の推進

「我が事・丸ごと」の地域作り・包括的な支援体制の整備

1. 「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念を規定

地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする住民(世帯)が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による①把握及び②関係機関との連携等による解決が図られることを目指す旨を明記。

2. この理念を実現するため、市町村が以下の包括的な支援体制づくりに努める旨を規定

- 地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
- 住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制(*)
(*) 例えば、地区社協、市区町村社協の地区担当、地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業、社会福祉法人、NPO法人等
- 主に市町村圏域において、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制

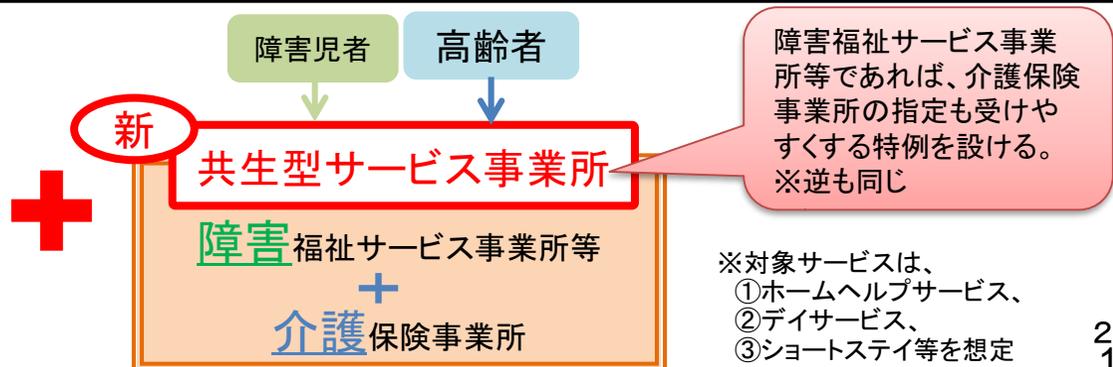
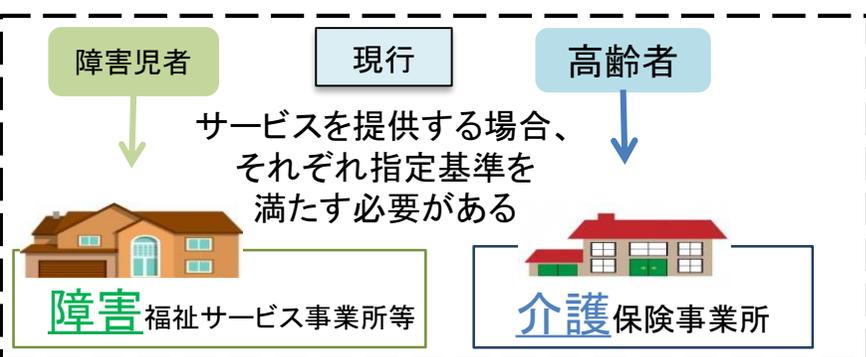
3. 地域福祉計画の充実

- 市町村が地域福祉計画を策定するよう努めるとともに、福祉の各分野における共通事項を定め、上位計画として位置づける。(都道府県が策定する地域福祉支援計画についても同様。)

※法律の公布後3年を目途として、2の体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる旨の附則を置く。

新たに共生型サービスを位置づけ

- 高齢者と障害児者が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉両方の制度に **新たに共生型サービスを位置付ける**。(指定基準等は、平成30年度介護報酬改定及び障害福祉サービス等報酬改定時に検討)

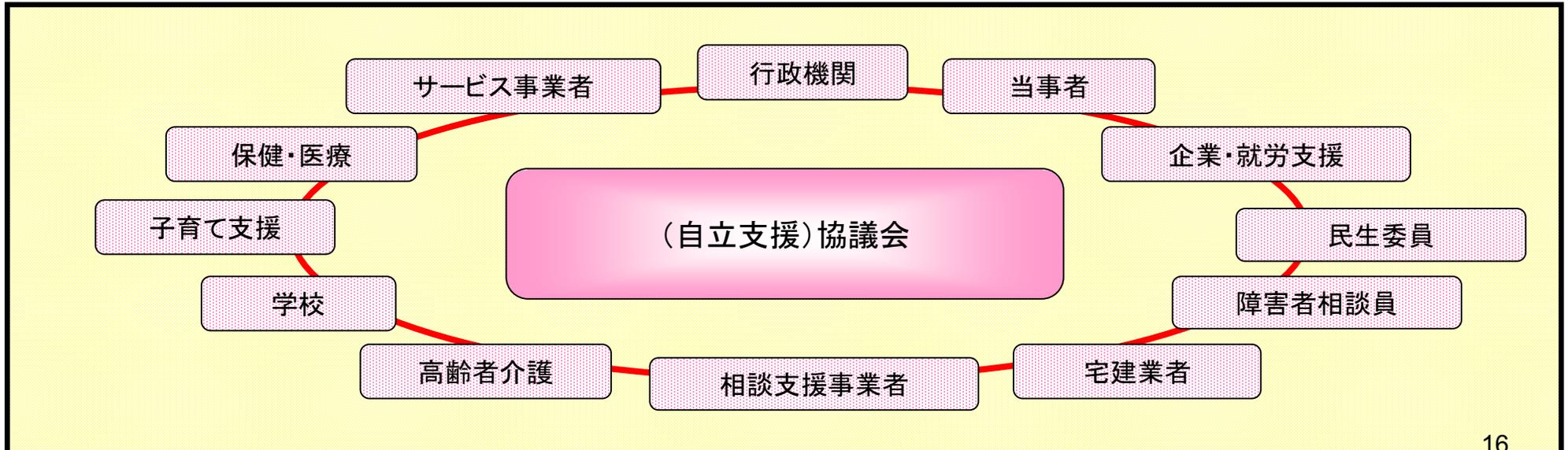


(自立支援)協議会について

(自立支援)協議会の法定化

- (自立支援)協議会は、地域の関係者が集まり、地域における課題を共有し、その課題を踏まえて、地域のサービス基盤の整備を進めていく重要な役割を担っているが、(自立支援)協議会の法律上の位置付けが不明確。
- 障害者自立支援法等の一部改正により、平成24年4月から、自立支援協議会について、設置の促進や運営の活性化を図るため、法定化。
 - ※ 改正により、都道府県及び市町村は、障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合、あらかじめ、自立支援協議会の意見を聴くよう努めなければならないとされている。
- 障害者総合支援法の施行(25年4月)により、自立支援協議会の名称について地域の実情に応じて定められるよう弾力化するとともに、当事者家族の参画を明確化

【(自立支援)協議会を構成する関係者】



(自立支援)協議会の位置づけ

(協議会の設置)

法第八十九条の三 地方公共団体は、単独で又は共同して、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成される協議会を置くように努めなければならない。

協議会の設置主体は、市町村および都道府県

努力義務を明記

2 前項の協議会は、関係機関等が相互の連携をはかることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について、情報を共有し、関係期間等の連携の緊密かを図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。

協議会の役割

各会議の標準的なシステムとポイント

地域自立支援協議会はプロセス（個別課題の普遍化）

機能する協議会のイメージ

全体会 年2～3回

専門部会
毎月開催

定例会 毎月開催

運営会議（事務局会議） 毎月開催・随時

一般的な協議会のイメージ

ニーズ・課題
・困難ケース等

Aさんの
個別の
支援会議

Bさんの
個別の
支援会議

Cさんの
個別の
支援会議

Dさんの
個別の
支援会議

ポイント5

* 全体会において地域全体で確認

ポイント4

* 課題別に具体的議論を深める。社会資源の改善・開発を全体会に提案

ポイント3

* 定例会で地域の情報を共有し、具体的に協議する場
(参加者は現場レベル)

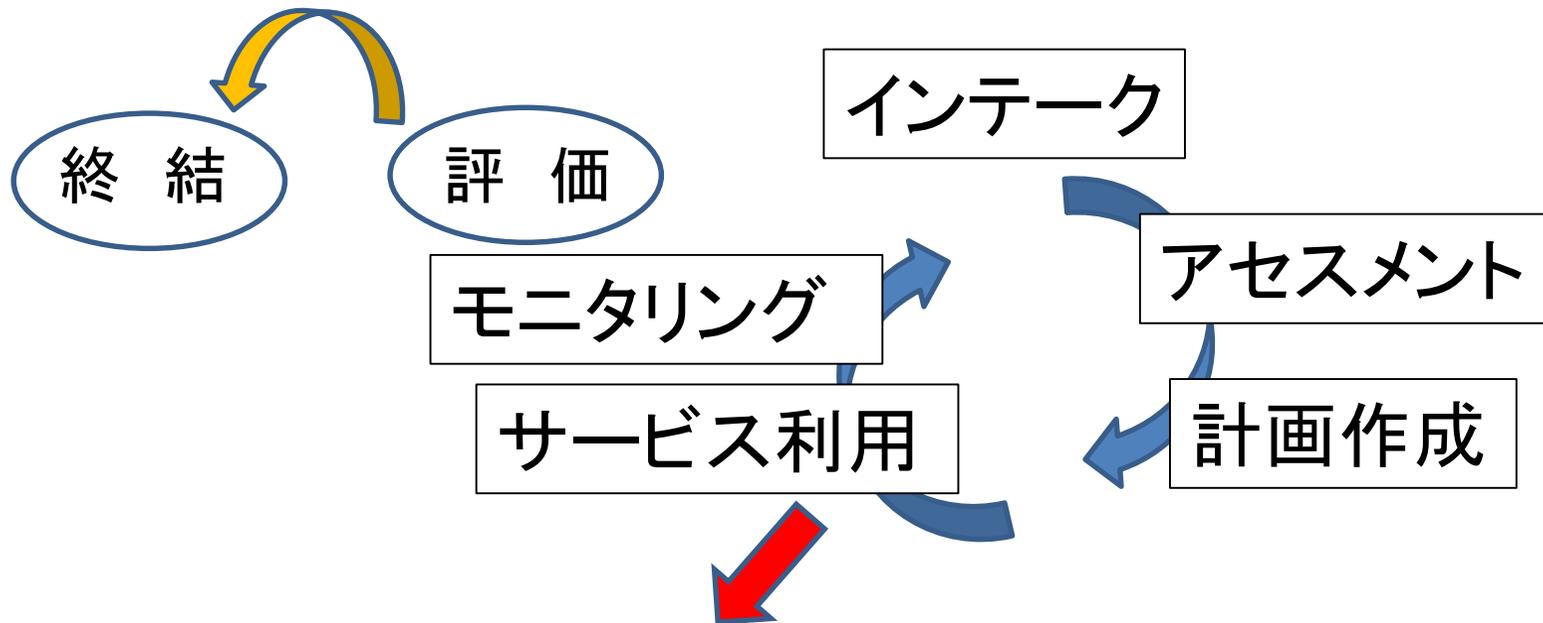
ポイント2

* 個別の支援会議で確認した課題の取扱いについて運営会議で協議・調整
(交通整理役、協議会のエンジン)

ポイント1

* 個別の支援会議は協議会の命綱
これが開催されないと、協議会の議論が空回りするが多い。
* 本人を中心に関係者が支援する支援を行う上での課題を確認する場

ケアマネプロセスと自立支援協議会



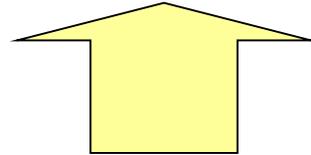
☆残された課題の解決のためには、社会資源の改善・
開発が必要

☆そのための地域への働きかけが必要

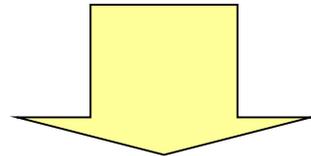
自立支援協議会の活用

市町村(自立支援)協議会は地域づくりの中核

- 自己完結に陥らない(ネットワークで取り組む基盤をつくる)
- 他人事にとらえない(地域の課題を的確に把握する)
- 出来ることから進める(成功体験を積み重ねる)
- 取り組みの成果を確認する(相互に評価する)

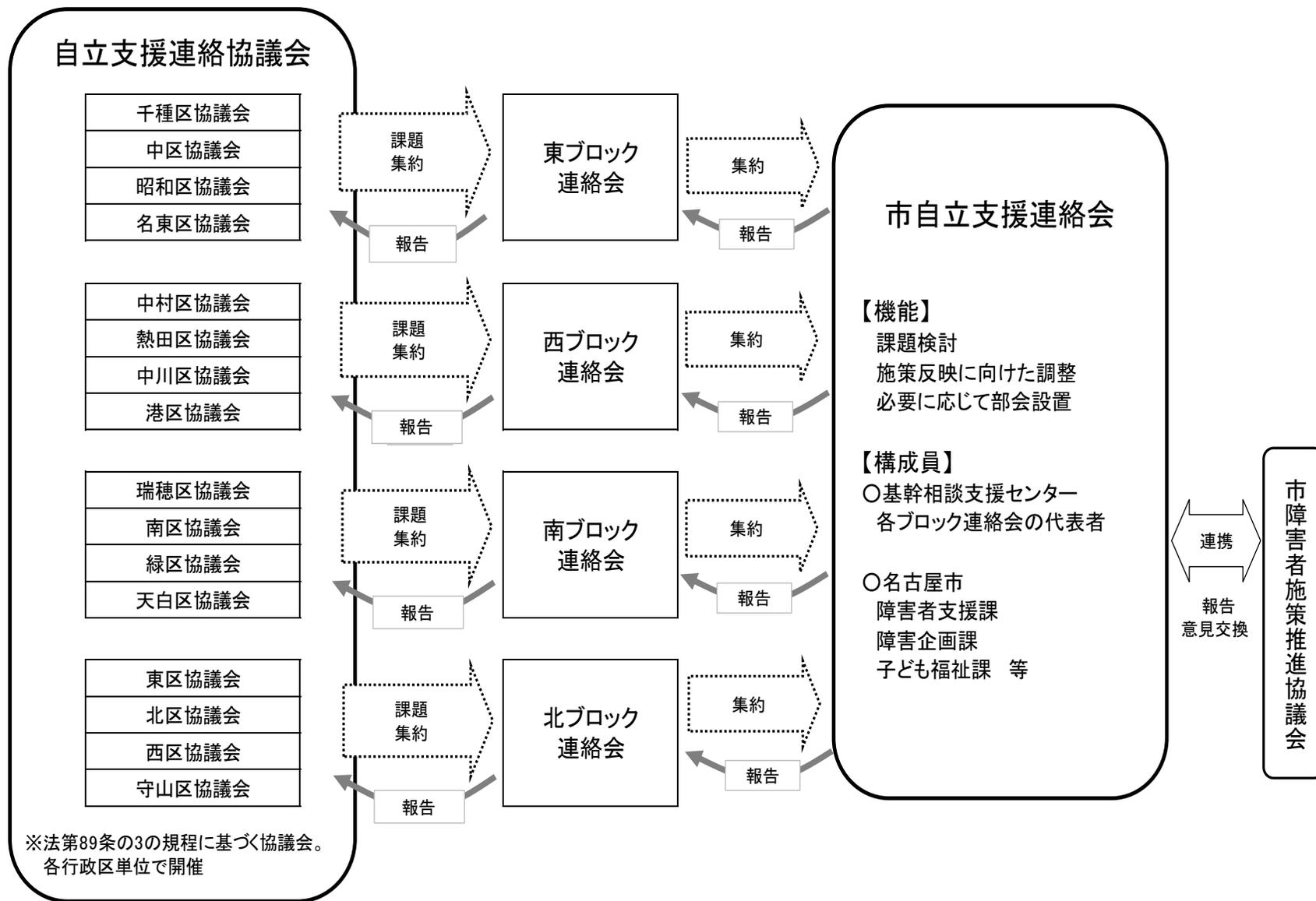


市町村(自立支援)協議会は地域が協働する場



地域で障害者を支える

名古屋市の障害者自立支援連絡協議会について



名古屋では…

- 各区の部会で、地域課題の検討を行っています。
- 全市的に見ると、子ども関係の部会の整備が目立ちます。
- 昨年度、市自立支援連絡会が立ち上がり、人材育成部会、防災部会が設けられています。
- 精神障害のある方の地域移行についても、市一ブロック一区が連携して取り組んでいます。

都道府県(自立支援)協議会

①法的根拠

(障害者総合支援法施行規則)

第六五の一五 法第七十八条第一項に規定する厚生労働省令で定める事業は、(略)、都道府県の区域内における相談支援の体制に関する協議を行うための会議の設置、(略)その他障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な事業であって広域的な対応が必要なものとする。

②役割

- 都道府県内の圏域事の相談支援体制の状況を把握・評価し整備方を助言
- 相談支援従事者の研修のあり方を協議
- 専門的分野における支援方策について情報や知見を共有、普及
- その他(都道府県障害福祉計画の作成・具体化に向けた協議、権利擁護の普及に関すること等)

③構成メンバー等

相談支援従事者、専門相談機関、更生相談所、児童相談所、教育委員会、学識経験者、市町村(協議会)代表、当事者・家族会代表、その他都道府県関係行政機関 等

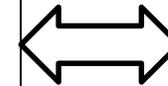
愛知県障害者自立支援協議会について

(小島作成)

愛知県障害者自立支援協議会

スーパーバイザー

地域アドバイザー会議
・地域の相談支援体制整備のために圏域単位で専門職を配置(地域アドバイザー)
・圏域単位で実施する事業の集約



医療的ケア児支援部会
・体制整備
・研修の実施

人材育成部会
・サビ管／児発管研修、相談支援従事者研修のあり方検討
・他の県研修の整理

地域生活移行推進部会
・グループホーム開設促進
・精神科病院からの地域移行の促進

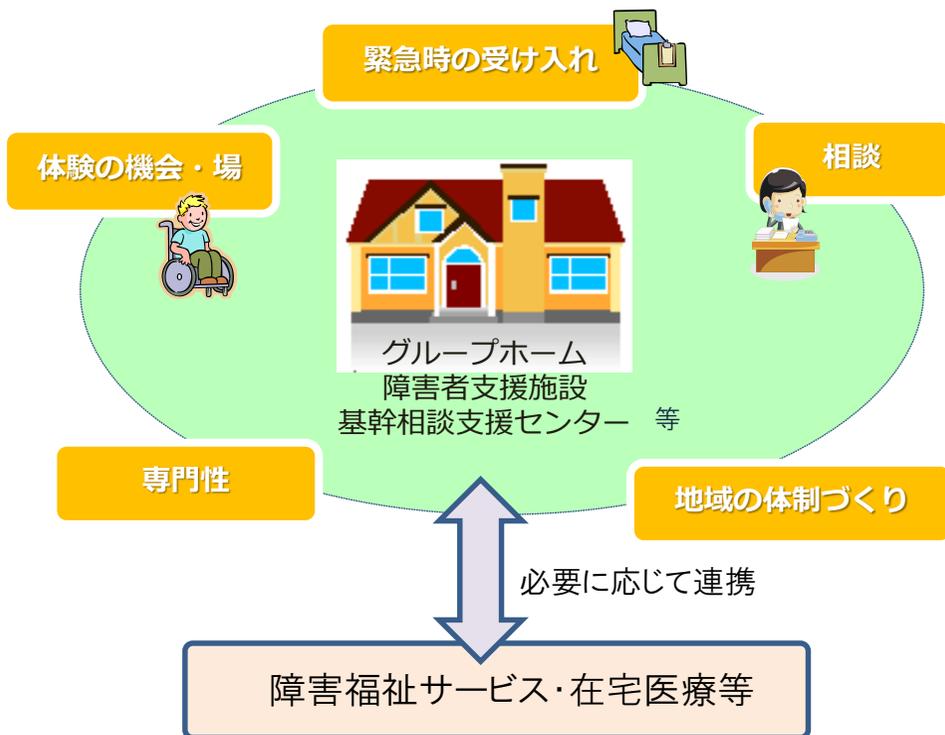
地域生活支援拠点等の整備について

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築。

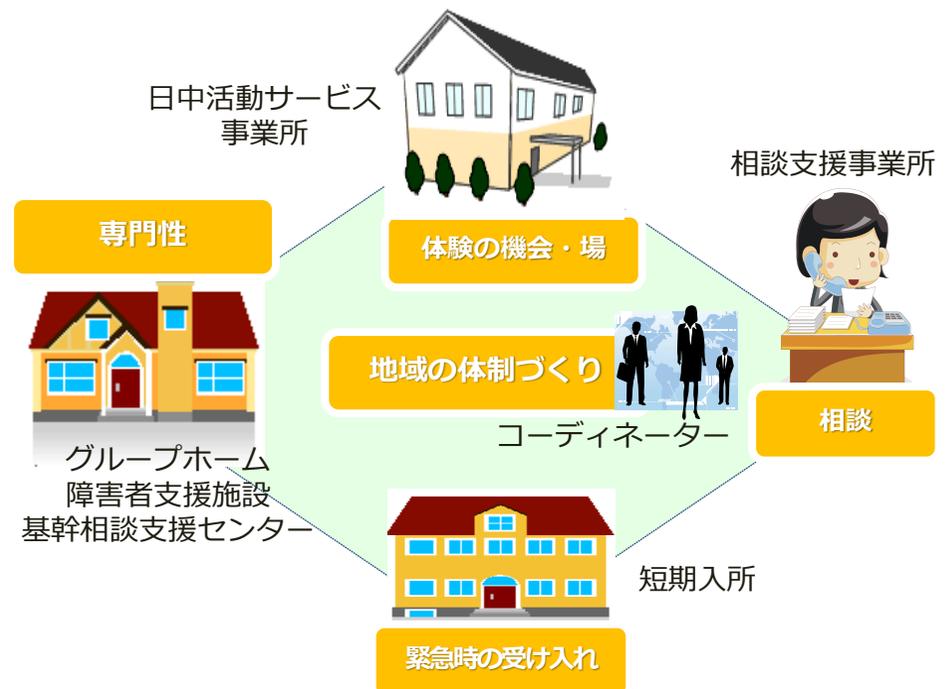
- 地域生活支援拠点等の整備手法（イメージ） ※あくまで参考例であり、これにとらわれず地域の実情に応じた整備を行うものとする。

各地域のニーズ、既存のサービスの整備状況など各地域の個別の状況に応じ、協議会等を活用して検討。

多機能拠点整備型



面的整備型

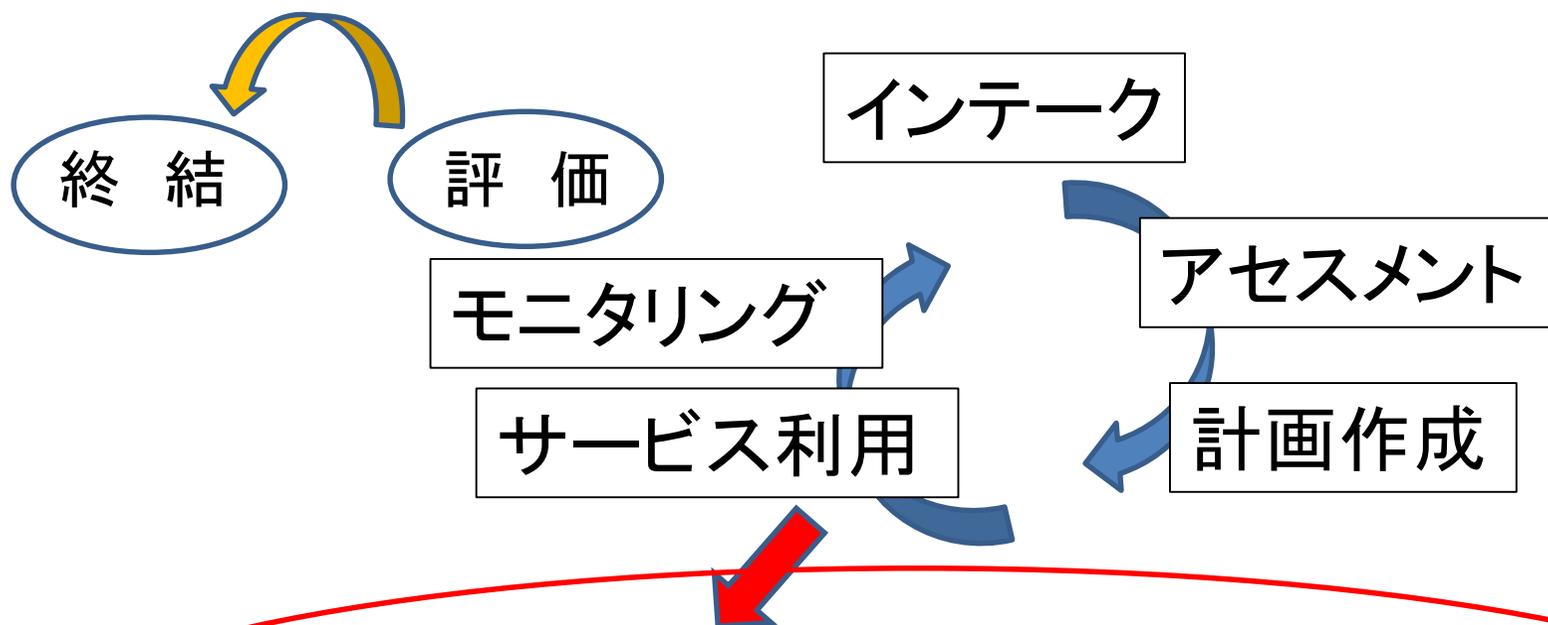


名古屋では…

- 4区毎の各ブロックに4か所の地域生活支援拠点を整備する予定
- 緊急短期入所、グループホームの体験利用が柱
- 各区の基幹相談支援センターが利用窓口
- 現在は…

地域づくりについて

ケアマネプロセスと自立支援協議会

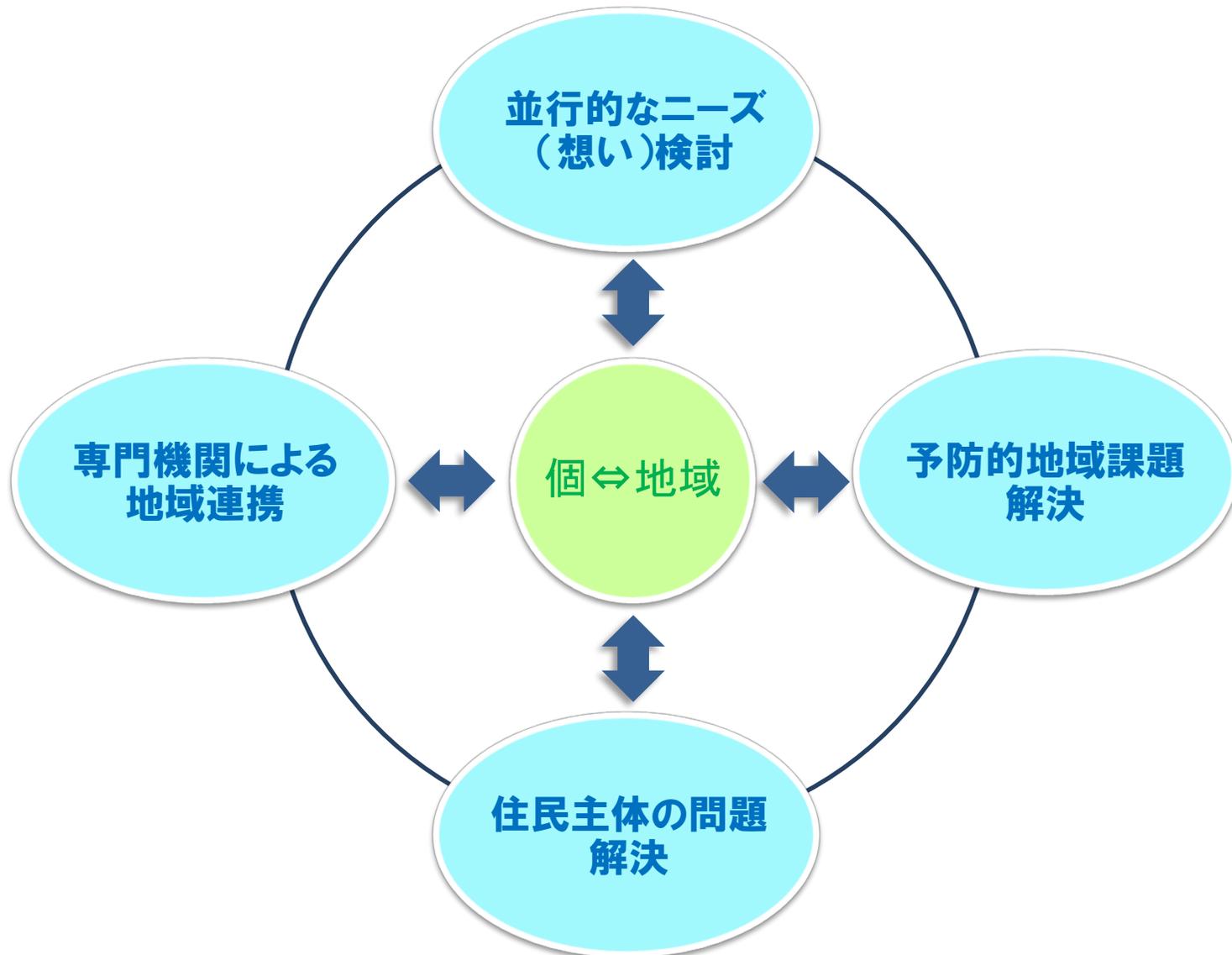


☆残された課題の解決のためには、社会資源の改善・開発が必要

☆そのための地域への働きかけが必要

自立支援協議会の活用

コミュニティソーシャルワークの機能



なぜ「地域づくり」なのか

- 個別相談だけでは、相談者(利用者)の希望する生活の実現が困難(地域を変えていくしかない)
 - 社会資源の開発・改善、インフォーマルの活用
- 地域の理解抜きでは、虐待防止・差別解消といった権利(人権)擁護が困難
 - 地域啓発
- 同様の生活課題や権利擁護上の問題の防止
 - 住民参加
- 地域課題の解決には様々な分野が関わる必要
 - 専門職の連携が不可欠

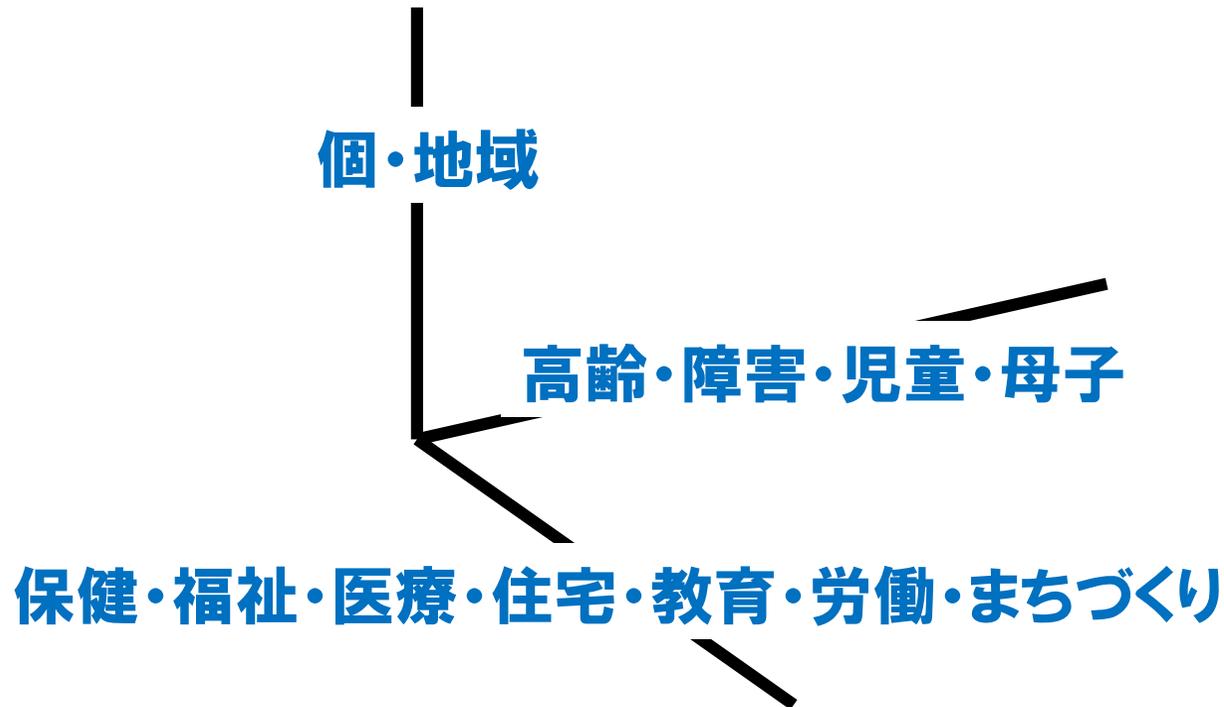
「地域づくり」ツールとしての協議会

平成28年度推進事業より(抜粋)

市町名	分野	協議会の取組	備考
春日井市	ツール 開発	「すまいの部会」で一人暮らし理解のためのDVDを作成	作成を通じた気づき・学生との連携
豊田市	研修	「医療的ケアのある方のプロジェクト」で喀痰吸引等の研修を実施	事業所の医療職の情報共有の必要性
半田市	資源 開発	定年退職者や障害者家族、地域住民を対象に地域版ジョブライフサポーター講座を実施	5名が実際に活動・企業版の開講へ
豊橋市	資源 改善	相談支援専門部会で2年間検討し、移動支援の対象を拡大	行政も予算化に尽力
一宮市	ネット ワーク	グループホーム利用者の行方不明をきっかけに、コンビニ・福祉事業者、企業に搜索依頼できるネットワークを構築	協議会や福祉事業所の周知も併せて実施
田原市	資源 開発	「就労支援検討会」を通じて職場体験事業を独自に実施	困窮者支援、高齢者福祉、農政との連携

相談支援はソーシャルワーク

地域を基盤とするとはどういうことなのか？



制度や専門領域からではなく、利用者の置かれている地域における状況から、(個と地域の相互作用に着目して)ニーズ及びその解決方法を探る

地域を基盤としたソーシャルワーク(Community Based Social Work)

ジェネラリストソーシャルワーク※を基礎理論とし、地域で展開する総合相談を実践概念とする、個を地域で支える援助と個を支える地域をつくる援助を一体的に推進することを基調とした実践理論の体系である(岩間2012)。

※ケースワーク、グループワーク、コミュニティワークを場面によって複合的に活用して解決を引き出すもの

コミュニティ・ソーシャルワークとは (Community Social Work)

地域において個別支援と地域組織化を統合化させる実践である。地域自立生活上サービスを必要としている人に対し、ケアマネジメントによる具体的援助を提供しつつ、その人に必要なソーシャルサポート・ネットワークづくりを行い、かつその人が抱える生活問題が同じように起きないように福祉コミュニティづくりとを**統合的に展開する**、地域を基盤としたソーシャルワーク実践である(大橋2005)。

相談支援専門員として 具体的にどう動けばいいの？

① 関わり方を変えていく

→ 本人との直接的なやり取りだけで進めずに、周辺にいる人や関わる機関と本人の関係をみってみる。

② 話し合いを変えていく

→ 本人の意思確認や希望を相談支援専門員だけでなく周辺の人々も交えて聴いていく

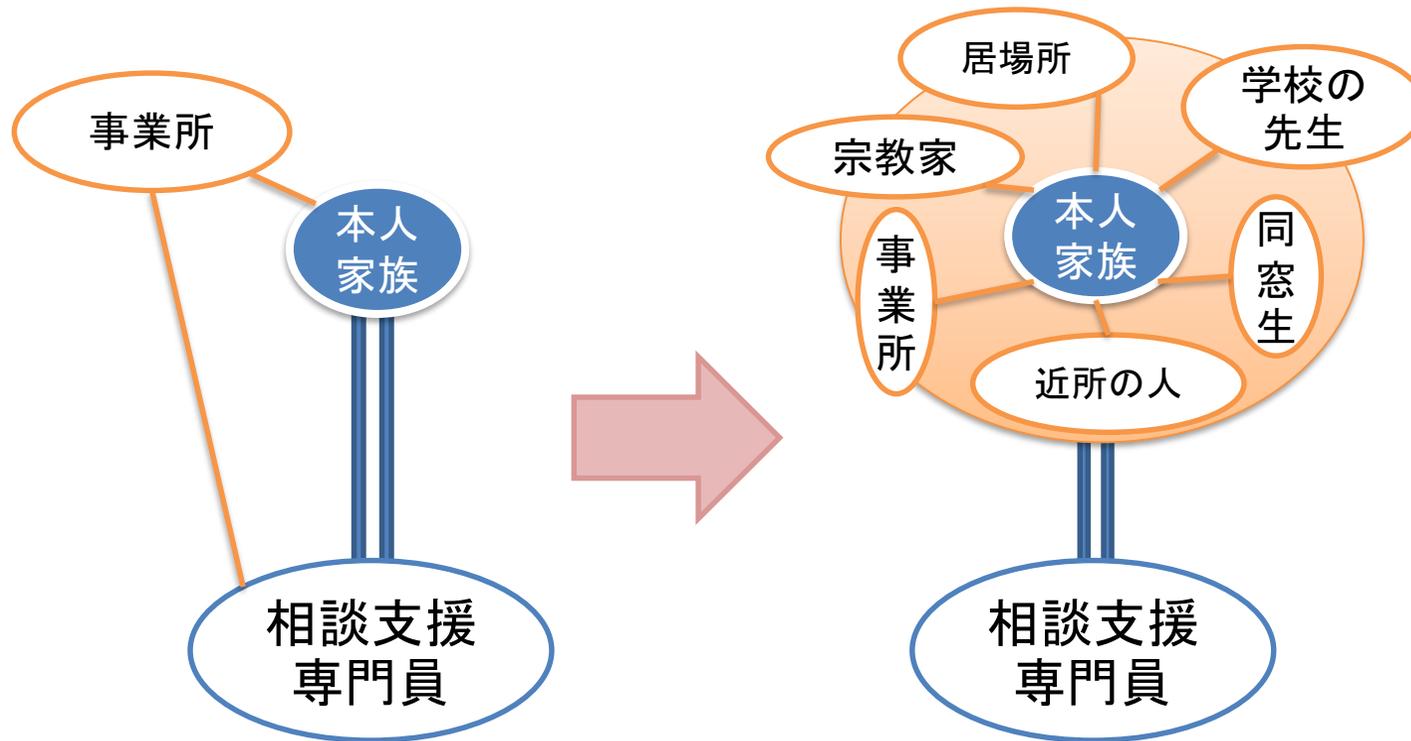
③ 使う資源を変えていく

→ いつも使っているサービスに一つ工夫を入れて、地域との接点を増やしていく

具体的な動き①

関わり方を変えていく

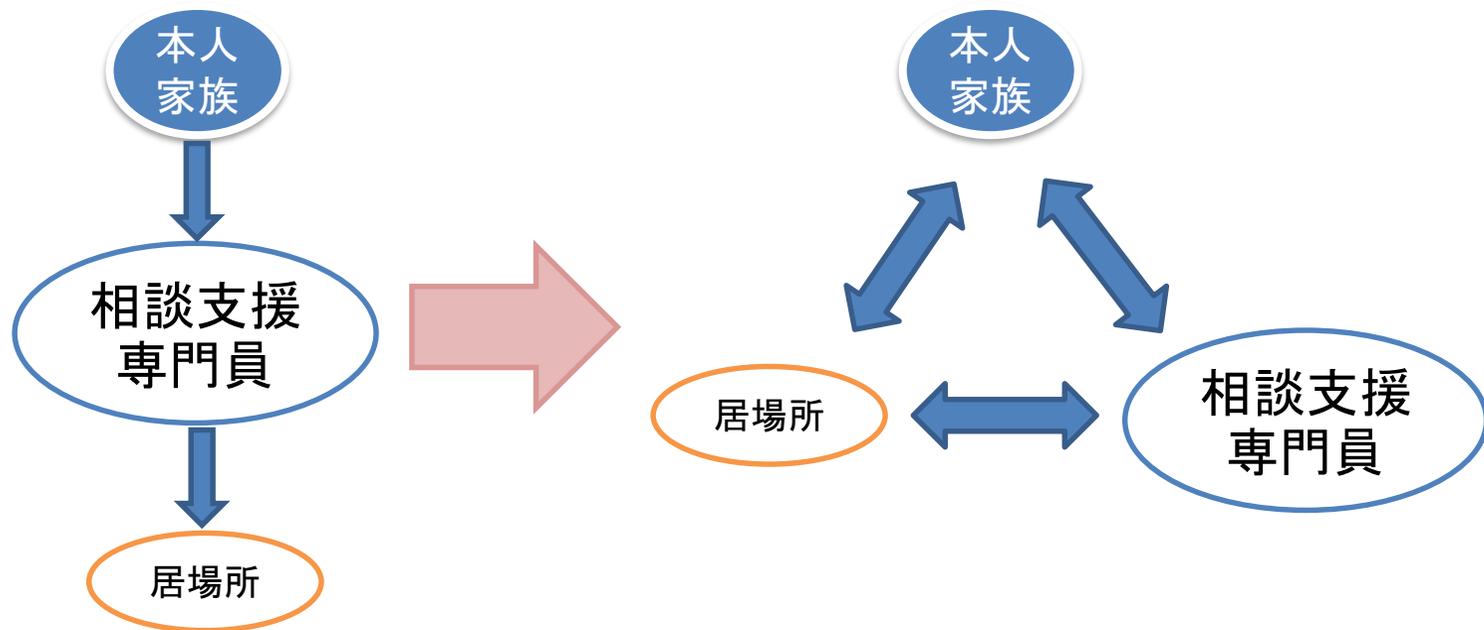
本人や事業所との直接的なやり取りだけでなく、周辺にいる人や関わる機関と本人の関係をみる。



具体的な動き②

話し合いを変えていく

本人の意思や希望を相談支援専門員だけでなく周辺の人々も交えて聴いていく



具体的な動き③

使う資源を変えていく

いつも使っているサービスに一つ工夫を入れて、
地域との接点を増やしていく

